

日本医療大学認知症研究所規程

(設置)

第1条 日本医療大学（以下「本学」という。）に、日本医療大学認知症研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目的)

第2条 研究所は、認知症を惹起する疾患の制圧を達成するため、これら疾患に関する研究及び各種事業を行い、もって国民の健康福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業内容等)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

(1) 研究事業

認知症を惹起する疾患に関する予防、治療及び看護・介護・リハビリテーションに関する研究

(2) 普及事業

認知症を惹起する疾患に関する正しい知識の啓発普及

(3) 外部連携

国内外における認知症を惹起する疾患に関する専門機関との共同研究、産学連携及び情報交換

(所長)

第4条 研究所の所長は、日本医療大学学長の併任とする。

(所員)

第5条 研究所に、次の所員を置くことができる。

(1) 専任研究員

(2) 兼任研究員

(3) 客員研究員

(4) 顧問

(専任研究員)

第6条 専門研究員は研究所に所属する本学の専任教員で、その目的に準じて、専ら調査及び研究に従事する者をいう。

2 専任研究員の任用については、別に定める。

(兼任研究員)

第7条 兼任研究員は、研究所の活動に参加する次の者をいい、運営委員会の承認を経て所長が委嘱する。

(1) 本学専任教員

(2) 本学専任教員以外の者で、つしま医療福祉グループに所属する者

2 前項第2号に掲げる者の任期は2年とし、更新することができるものとする。

3 兼任研究員の処遇については、別に定める。

(客員研究員)

第8条 客員研究員は、本学専任教員及びつしま医療福祉グループの所属以外の者で、一定期間研究所に所属して、調査及び研究に従事する者をいう。

2 客員研究員は、所長が候補者を推薦し、運営委員会の承認を経て、所長が委嘱する。

3 客員研究員の処遇については、別に定める。

(顧問)

第9条 顧問は、本学専任教員及びつしま医療福祉グループの所属以外の者で、研究所の企画・運営に関する重要事項の審議に加わり、その活動を援助するとともに、調査及び研究に参画する者をいう。

2 顧問は、所長の要請に基づき、学長が任命する。

3 顧問の任期は、2年とし、更新することができるものとする。

4 顧問の処遇については、別に定める。

(職員)

第10条 研究所の職員は、専任のほか、本学の専任の職員の中から所長が委嘱する。

(運営委員会)

第11条 研究所に、第3条に定める事業の企画、運営のため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長及び所長が委嘱する運営委員をもって構成する。

3 運営委員の任期は2年とし、更新することができる。

(経費)

第12条 研究所の経費は、本学の年間研究費予算及び補助金、寄附金等をもってこれに充てる。

(事務の所管)

第13条 この規程に関する事務は、研究所事務室が所管する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、所長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。